佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年5月31日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

## 佐賀県人事委員会規則第6号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号)の一部 を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前				改正後					
別表(第1条、	見表(第1条、第2条関係)				別表(第1条、第2条関係)					
地方公共 団体名	機関		職員		地方公共 団体名	機関		職員		
略	略				略					
武雄市	本庁	略			武雄市	本庁	略			
		教育委員会事務局	教育部長 課長				教育委員会事務局	<u>部長</u> 課長	₹	
		略					略			
	出先機関	<u>支所</u>	支所長 課長			出先機関	福祉事務所	略		
		福祉事務所	略							
		略					略			
略	略				略					
小城市	本庁	略			小城市	本庁	略			
		市長部局(会計局	部長 課長 総務				市長部局(会計局	部長 課	長 総務	
		を含む。)	課参事、総務課副				を含む。)	課参事、	総務課副	
			課長(人事、職員団					課長(人事	、職員団	
			体担当に限る。)					体担当に	艮る。)	
			総合戦略課副課長					庶務文書		
			庶務文書係長					事給与係·	長 秘書	

改正前				改正後				
			人事給与係長 秘 書広報係長				広報係長	
		略				略		
	略				略			
略	略			略				
玄海町	本庁	略		玄海町	本庁	略		
		町長部局(会計室	統括監 課長 総			町長部局(会計室	課長 総務課係長	
		を含む。)	務課係長(総務担			を含む。)	(総務担当に限	
			当に限る。)				る。)	
		略				略		
		農業委員会事務局	<u>課長</u>			農業委員会事務局	局長	
	略	•			略			
略	•			略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。